

## 継続的専門能力開発(CPD)認定登録書(参加学習型)

プログラム番号	—
教育形態	研修会
プログラム名	専門学校留学生担当者研修会
主催者(団体)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(以下「財団」)
協賛・後援	共催:全国学校法人立専門学校協会(全国専修学校各種学校総連合会課程別設置者別部会) 文部科学省「専修学校教育研修活動補助事業」(国庫補助事業) ※別紙1「教育研修活動費補助金(私立学校教員研修費等補助)交付要綱」、平成29年度(実績)の別紙2「開催案内」、別紙3「実施要項」を参照。
開催日程	不定期(年1回)
総時間	3時間30分 ※平成29年度(実績)は別紙4「タイムテーブル」を参照。
開催場所	東京会場1回で、場所は実施する年度により異なる。 ※平成29年度(実績)は別紙3「実施要項」を参照。
対象者	○受講資格は専門学校で留学生に携わっている者又は留学生受け入れを希望する者 ※平成29年度(実績)は別紙3「実施要項」(対象)を参照。 ○原則として財団の都道府県支部に加盟する専門学校に所属する者(開催案内は財団から全国の支部加盟校に送付)。
定員	○実施する年度より異なるが、150～170名程度。 ○原則として先着順、定員を超えた場合は複数名を申込みした専門学校は減員。 ※平成29年度(実績)は別紙3「実施要項」(定員)を参照。
題目	上記『プログラム名』と同様。
プログラム(次第)	○法務省入国管理局入国在留課の担当官による「出入国管理の現状及び諸施策」の講習 ○法務省東京入国管理局留学審査部門の担当官による「留学生に係る出入国・在籍関係等申請の実務」の講習 ○文部科学省専修学校教育振興室の担当官による「専門学校留学生に対する支援」の講習 ※平成29年度(実績)は別紙4「タイムテーブル」を参照。
内容	法務省による「申請取次研修会」に指定され、受講修了者には全国の入国管理局における申請取次の申し出に必要な受講証明書を発行。 ※平成29年度(実績)の実績は別紙2「開催案内」、別紙3「実施要項」を参照。
プログラムの目標	専門学校における留学生の受入れの促進、留学生の不法残留等の防止のための留学生の適切な受入れや管理等の徹底を行うことを目的と

	する。
CPD点数	10点
料金	財団の都道府県支部の加盟校1名5,000円、その他の学校1名10,000円
備考(問い合わせ先)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 留学生研修係 TEL:03(3230)4814 FAX:03(3230)2688
詳細URL	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団の研修研究事業を紹介するページのURLは以下のとおり。 <a href="http://www.sgec.or.jp/scz/business/business_frameset.html">http://www.sgec.or.jp/scz/business/business_frameset.html</a>

教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱

昭和59年	1月31日	文部大臣裁定
昭和59年12月	24日	一部改正
昭和60年	7月8日	一部改正
昭和61年	4月5日	一部改正
昭和62年	5月21日	一部改正
平成2年	2月5日	一部改正
平成3年	8月23日	一部改正
平成9年	4月1日	一部改正
平成10年	4月8日	一部改正
平成13年	1月6日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正

（ 通 則 ）

第1条 教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、一般財団法人日本私学教育研究所及び一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、もって我が国の私立学校の中等教育及び専修学校教育の振興に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣は、補助事業者が補助事業を行うに要する経費のうち、補助金交付の対象として別表に掲げる文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の半以内の定額とする。

（申請手続）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による補助金交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式2による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で効果をあげようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象経費の区分ごとに配分された額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による計画変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をするときには、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、その旨を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式4による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止を受けた日を含む。)から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期限までに、別紙様式5による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第14条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第16条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類等を、補助事業の完了の日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

2 教員研修事業費等補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱（昭和53年12月4日 文部大臣裁定）は廃止する。

別表

補助事業者	補助事業 (第2条関係)	補助 (第3条関係)	経費 (第8条関係)
<p>一般財団法人 日本私立 教育研究</p>	<p>初任者研修事業 研修事業 一般研究事業 研究事業 設備充実事業</p>	<p>初任者研修事業 研修事業 一般研究事業 研究事業 設備充実事業</p>	<p>目的を要しない 補助金の範囲内 で影響を及ぼさ ない範囲内での 変更を要する場 合</p>
<p>一般財団法人 教育研究</p>	<p>初任者研修事業 研修事業 一般研究事業 研究事業 設備充実事業</p>	<p>初任者研修事業 研修事業 一般研究事業 研究事業 設備充実事業</p>	<p>目的を要しない 補助金の範囲内 で影響を及ぼさ ない範囲内での 変更を要する場 合</p>
<p>一般財団法人 教育研究</p>	<p>初任者研修事業 研修事業 一般研究事業 研究事業 設備充実事業</p>	<p>初任者研修事業 研修事業 一般研究事業 研究事業 設備充実事業</p>	<p>目的を要しない 補助金の範囲内 で影響を及ぼさ ない範囲内での 変更を要する場 合</p>

職キ財発第87号  
平成29年10月20日

理事長・学校長 殿

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団  
理事長 福田 益和  
全国学校法人立専門学校協会  
会長 小林 光俊

公  
印  
省  
略

文部科学省 平成29年度教育研修活動補助事業  
「専門学校留学生担当者研修会」開催のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の事業にご協力を賜りますこと心より御礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり、専門学校留学生はここ3年間で2万5千人急増し、昨年度は過去最高となる5万235人と倍増いたしました。ただし、出身国等を見ても、これまでの中国、韓国、台湾を中心とした留学生の受入れから、ベトナム、ネパールなど東南アジアからの非漢字圏留学生が急増しており、習得すべき日本語能力とその補習、生活・アルバイト指導、進路指導、日本での就労支援など、新たな課題や対応が必要となる事態が到来しております。

法務省では、平成27年4月から包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」が創設され、平成28年11月には入管法を改正し、新たな在留資格「介護」を創設いたしました。また、本年9月には『「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について』が出され、留学生の日本での就労の要件が一層明確化されました。

文部科学省では、本財団も受託している「専修学校留学生就職アシスト事業」が平成25年度より開始され、本年度からは「専修学校グローバル化対応推進支援事業」が創設されました。海外の学生の日本留学勧誘・来日支援や日本企業への就職支援事業などを推進しております【本財団 HP <http://www.sgec.or.jp/ryuugakuguide/index.html> をご覧ください】。

本財団では、このような状況変化における各専門学校の適正な留学生の受け入れを推進することを目指して、この度、全国学校法人立専門学校協会との共催で「専門学校留学生担当者研修会」を開催することといたしました。

講演内容は、法務省担当官による「出入国管理の現状及び諸施策」と「出入国・在籍関係等申請の実務」や、文部科学省担当官からの情報提供などの研修を予定しております。

参加を希望される学校におかれましては、実施要項をご覧の上、**11月17日(金)までにお申し込みいただきますようお願いいたします。**

なお、本研修会は法務省による「申請取次研修会」に指定されており、受講修了者には全国の入国管理局における申請取次の申し出に必要な、本財団の受講証明書が発行される予定です(来年1月中旬発送予定)。

【お問合せ・お申込先】

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 総務課 留学生研修係

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館11階

TEL: 03 (3230) 4814 FAX: 03 (3230) 2688 shibata@sgec.or.jp

## ◆専門学校留学生担当者研修会実施要項◆

【主催】 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団、全国学校法人立専門学校協会

【日時】 平成29年12月1日（金） 13:00～16:30

【会場】 アルカディア市ヶ谷 3階 富士・東  
東京都千代田区九段北4-2-25 TEL: 03(3261)9921

【対象】 専門学校で留学生に携わっている方又は留学生受け入れを希望する方

【定員】 170名

(原則として先着順といたします。ただし、受講できない学校を減らすため、定員を超えた場合には複数名お申し込みの学校に減員をお願いすることがございます。その折には、どうぞご了承ください。なお、残席数に余裕がなくなりました場合は、ホームページにてお知らせいたします。それ以後の複数名申し込みはご遠慮ください。)

【申込方法】 最終面の申込書に必要事項をご記入のうえ、下記あてにファクシミリまたは郵送にてお申込みください。

FAX: 03(3230)2688

郵送先: 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 留学生研修係

【申込期限】 平成29年11月17日（金）

【受講料】 ◆TCE財団の都道府県支部の会員校・・・1名: 5,000円

◆上記以外・・・1名: 10,000円

**※自校が会員校かどうか不明な場合はお電話ください。**

**03(3230)4814 留学生研修係**

\*「TCE財団の都道府県支部」は、本財団HPの「名簿等」にてご確認ください。

\*受講料はお申込みと同時に下記口座にお振込みください。

\*受講料の返金はいたしかねますので、ご欠席の場合は代理の方の受講をお願いいたします。減員させていただく場合に限り、後日返金させていただきます。

\*研修会当日の現金の受け渡しはご容赦ください。

▼みずほ銀行 九段支店（普通）2386904

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団

（振込手数料は貴校にてご負担ください）

※ 本研修会受講修了者には本財団から受講証明書を発行いたします（来年1月中旬発送予定）。申請取次者を希望する方は、申請取次申出書に受講証明書を添えて地方入国管理局に提出してください。なお当日、代理の方が出席される場合には、ご出席いただいた方の学校名・お名前でご受講証明書を発行いたします。なお、**受講証明書は法人名では発行できませんので、ご了承ください。**



## 【日程・テーマ・講師等】

開催日：平成29年12月1日（金）

会 場：東京：アルカディア市ヶ谷 3階 富士・東

主 催：一般財団法人職業教育・キャリア教育財団、全国学校法人立専門学校協会

時 間	内容案 ・ 講師（敬称略）
12:30	（受 付）
13:00	開会あいさつ 全国学校法人立専門学校協会 留学生委員会 委員 武 田 哲 一
13:05～14:15	「出入国管理の現状及び諸施策（仮題）」 法務省入国管理局入国在留課 担当官
14:15～14:20	（休 憩）
14:20～15:50	「出入国・在籍関係等申請の実務について（仮題）」 法務省東京入国管理局留学審査部門 担当官
15:50～16:00	質疑応答
16:00～16:10	（休 憩）
16:10～16:30	「専修学校留学生に対する支援について（仮題）」 文部科学省 担当官
16:30	閉 会

\*事情により、内容等が変更になる場合があります。

●会場地図 東京・アルカディア市ヶ谷 <http://www.arcadia-jp.org/top.htm>

東京都千代田区九段北4-2-25

JR・地下鉄合わせて4線が乗り入れる市ヶ谷駅から徒歩2分のアクセス。

招く方も招かれる方も安心な、抜群のロケーションです。

JR総武線：市ヶ谷駅から徒歩2分

東京メトロ有楽町線・南北線：市ヶ谷駅（A1-1）出口から徒歩2分

都営新宿線：市ヶ谷駅（A1-1、A4）出口から徒歩2分